

狩野川水防災協議会規約（変更案）

(名 称)

第1条 本会の名称は、狩野川水防災協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、今後の気象変動により発生頻度が高まると予想される施設能力を上回るような洪水に対応するため、隣接する自治体や県、国等と連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、別表一1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、次のとおりとする。

- 1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各協議会委員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(幹 事 会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表一2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。
- 5 幹事会においては、第4条に掲げる事項の他、以下の河川=海岸の水防に関する事項についても連絡調整を行うものとする。
 - 1) 河川事業及び海岸事業に関すること
 - 2) 既往洪水における出水状況に関すること
 - 3) 水防警報等に関すること
 - 4) 重要水防箇所に関すること
 - 5) その他幹事会の目的を遂行するために必要と認められる事項

(事 務 局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局を、中部地方整備局沼津河川国道事務所調査第一課に置く。

(附 則)

本規約は平成28年5月27日から実施する。

(平成 年 月 日一部変更)

別表－1 狩野川水防災協議会委員（変更案）

関 係 機 関 名	委 員
沼津市	市 長
三島市	市 長
伊豆市	市 長
伊豆の国市	市 長
富士市	市 長
函南町	町 長
清水町	町 長
長泉町	町 長
静岡県 東部危機管理局	局 長
静岡県 沼津土木事務所	事務所長
静岡県 富士土木事務所	事務所長
静岡県 田子の浦港管理事務所	事務所長
静岡地方気象台	台 長
中部地方整備局 沼津河川国道事務所	事務所長

別表－2 狩野川水防災協議会幹事会委員（変更案）

関 係 機 関 名	委 員
沼津市 危機管理課	危機管理課長
沼津市 建設部河川課	河川課長
沼津市 産業振興部水産海浜課	水産海浜課長
三島市 企画戦略部危機管理課	危機管理課長
三島市 都市基盤部土木課	土木課長
伊豆市 総務部防災安全課	防災安全課長
伊豆市 建設部用地管理課	用地管理課長
伊豆の国市 総務部危機管理課	危機管理課長
伊豆の国市 都市整備部建設課	建設課長
富士市 総務部防災危機管理課	防災危機管理課長
富士市 建設部河川課	河川課長
函南町 総務部総務課	総務課長
函南町 建設経済部建設課	建設課長
清水町 くらし安全課	くらし安全課長
清水町 建設課	建設課長
長泉町 地域防災課	地域防災課長
長泉町 建設計画課	建設計画課長
駿東伊豆消防組合	警防救急課長
富士山南東消防組合	警防救急課長
静岡県 東部危機管理局	地域支援課長
静岡県 沼津土木事務所	企画検査課長
静岡県 沼津土木事務所	維持調査課長
静岡県 富士土木事務所	企画検査課長
静岡県 富士土木事務所	維持管理課長
静岡県 田子の浦港管理事務所	整備課長
静岡地方気象台	防災管理官
中部地方整備局 沼津河川国道事務所	副所長（河川）
中部地方整備局 沼津河川国道事務所	副所長（事務）